

議案第 5 2 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

七飯町長 杉 原 太

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財産の交換、譲与、無償貸付等及び行政財産の使用料に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、財産の交換、譲与、無償貸付等及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料（他の条例で定めるものを除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 7 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条（見出しを含む。）中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（3）前 2 号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（行政財産の使用料）

第 5 条 町長は、法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合は、使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の額は、規則で定める普通財産の貸付料を考慮して町長が定める。
- 3 前項の規定による使用料は、毎年度定期にこれを納めさせなければならない。
ただし、数年度分を前納させることを妨げない。
- 4 既に納入した使用料は、返還しないものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用料を減免することができる。

- (1) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により、行政財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。